

平成30年度第8回南関町農業委員会会議録

平成30年11月12日(月)
午前9時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
7番 荒 木 茂 君
8番 田 崎 芳 憲 君
5. 議 事
第26号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第27号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第28号議案 農地利用集積計画の承認について
6. そ の 他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 梶 村 公 正 君	
1番 松 本 泰 典 君	2番 荒 木 勝 治 君
3番 釘 崎 眞 貴 子 君	4番 矢 野 房 幸 君
5番 原 靖 君	6番 山 本 精 武 君
7番 荒 木 茂 君	8番 田 崎 芳 憲 君
9番 北 原 照 代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

副会長 竹 島 久 利 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(3名)

事務局長	東田彰夫君
書記	上田賢君
書記	美奈川徹君

平成30年度第8回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○会長（**松村 公正君**） 時間がまいりましたので、ただいまから平成30年度第8回の総会を開会いたします。礼。

○事務局長（**東田 彰夫君**） おはようございます。今日は、10番の竹島委員さんより欠席の通告がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は11名中10名で、定数に達しておりますので、総会は成立することをご報告申し上げます。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（**東田 彰夫君**） それでは農業委員憲章朗読を1番、松本委員さん、よろしくをお願いします。

○1番（**松本 泰典君**） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（**東田 彰夫君**） ありがとうございます。

それでは、総会にあたりまして、会長より挨拶をお願いします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（**松村 公正君**） 改めまして、おはようございます。

どうもちょっと喉の調子が悪いようでございましてですね、朝晩はですね、寒いようでございますが、昼になりますと夏日ということですね、なかなか体の調整がうまくいかないようでございます。どうぞ体にはですね、十分注意していただきたいと思います。

今年はですね、去年と比べまして天気のほうも良く、順調な稲刈りの作業が進んだんじゃないかと思えます。どうもご苦労さんでございました。その中でですね、竹島委員のほうがですね、米の多かったか少なかつたかわかりませんが、あんまり喜んでですね、かなんかもわかりませんが、乾燥機から落ちたということですね、足の骨折ということで2カ月ぐらい入院せにやいかんということでございます。どうぞですね、やはり若いときといかないようでございましてですね、十分注意しながらですね、農作業を頑張ってくださいと思います。今日はまた雨ですのでですね、ゆっくりよかろうかと思えます。十分な慎重審議をお願いしまして、よろしくお話しときます。

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行は、
松村会長にお願いしたいと思います。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、議事に入ります。

まず、議事録署名人を指名いたします。今回は議事録署名人として、7番、荒木
委員、8番、田崎委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、審議に入ります。

第26号議案、「農地法3条第1項の規定による許可申請について」を議題とい
たします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。第26号議案、農地
法3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成30年10月1日、申請番号113号、譲渡人、譲受人、土
地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

2番、受付日、平成30年10月15日、申請番号119号、譲渡人、譲受人、
土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

3番、受付日、平成30年10月16日、申請番号120号、譲渡人、譲受人、
土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

4番から13番は同一の申請となります。受付日、平成30年10月23日、申
請番号122号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有
権移転となります。

14番、受付日、平成30年10月24日、申請番号123号、譲渡人、譲受人、
土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

15番、受付日、平成30年10月24日、申請番号125号、譲渡人、譲受人、
土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

16番、受付日、平成30年10月25日、申請番号127号、譲渡人、譲受人、
土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございました。第26号議案は、農地法第3条1
項の規定に基づく、所有権移転許可申請7件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向かれました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

まず1番、松本委員、続きまして、8番、田崎委員、私、3番の釘崎委員の順にお願いいたします。

1番、松本委員、お願いいたします。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。先日、事務局のほうと西田委員のほうと現地確認に行きました。私が行ったのはですね、4番から13番までです。それともういっちょあったろ、どれか、これたい、16番です。

先の4番のほうからいきます。4番から8番までは問題ないかなと、現地確認に行き現地のほうで見ましていいかなと思いましたが、9番、10番、13番は、この3条での贈与には不適合と私は思いますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

11番、12番も問題ないと思いましたが。

それと16番、16番はですね、とにかくものすごくきれいにしてありました。譲受人の方が今なんか野菜を作っておられて、白菜かなんかきれいに作ってあったと思います。

以上です。よろしくお願ひしときます。

○議長（松村 公正君） 続きまして、8番、田崎委員、お願いいたします。

○8番（田崎 芳憲君） 1番の案件ですけれども、これは以前にも出ていました譲受人の方がですね、基盤整備の計画がありまして、それでやっておられます。ここはちょっとというなら法面みたいな感じで基盤整備の計画があるので、譲受人の方が贈与としてもらえるそうです。

14番ですかね、これは国道の・・・斜め後ろぐらいになります。ここも普段手入れはされておりますので問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松村 公正君） それでは私のほうから2番ですね、2番は、買受人の自宅の真ん前でございましてですね、現在も野菜畑として活用中ということですね、何ら問題ないと思います。

それとですね、15番でございますが、売渡人が高齢化になりましてですね、ここは栗を植えてございますが、もう竹も生えてきている。また買受人のほうですね、ハウスの西側でございますね、以前、小竹切りをしてもらった関係もあるということですね、かえって手入れが届くんじゃなからうかと思ってですね、何ら問題ないと思います。

よろしくお願ひしときます。

続きまして、3番、釘崎委員、お願いいたします。

○3番（釘崎 眞貴子君） はい。3番、釘崎です。26号議案の3番をご説明いたします。

11月8日に推進委員さんと事務局と3人で現地確認に行っていました。現地は、南関の〇〇〇から〇〇〇に抜ける農免道路から入りましたところ。上のほうはですね、きれいに耕作してありまして、白菜やらキャベツやら、写真にありますようにきれいに整地してありますけれども、問題のこの土地は、横はスギ山で、セイタカアワダチソウがいっぱい出て、もう手も付けつけられないように荒れておりまして、渡人の方ですね、地元の方にもいらっしゃらなくて、継続して管理する方もいらっしゃらないということで、どなたか管理される方がいるならば贈与したいということで、隣接しておりますこの真ん中にハウスが見えますけれども、ハウスの持ち主の近隣の方が、横も隣接したところを作っていましたので、その方がこれからは管理されるということで、良い話ではないだろうかと思いました。何も問題はないと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局、委員さんの説明が終わりました。

この件につきまして、何かご意見、御質問ございませんでしょうか。ございませんか。

○事務局（上田 賢君） ではすみません、9番、10番、13番について、事務局より補足の説明をさせていただきたいと思っております。

松本委員とですね、あと推進委員の西田推進委員と現地に行ってきたんですけども、その際に現地のほうがですね、完全に竹山になっておりまして、農地として耕作するには適さないB分類に該当すると判断いたしました。なのでこちらのほうについては、3条のほうには無理じゃないかという結論に達したというところになります。

事務局からの補足説明を終わらせていただきます。

○議長（松村 公正君） 何かございませんか。

ちょっとよかですか事務局、今後こういう事例が出てくって思うたいな。判断基準をどれくらいにしたらよかつかなあ。

○事務局（上田 賢君） 現地を確認したうえでにはなってくるかと思うんですけども、タケノコを採っているよう状況であればですね、まだ竹林という、農地という扱いでも大丈夫かなと思うんですけども、ここについてはどっちだったっけ、美奈川君どっちだったっけ、真竹が生えてとったんだっけ。（はい、真竹ですの声）が生えとって、もうタケノコが採れるようなところではなかったというところですね、そういったところの判断をさせていただきました。なのでやはり単純に竹が生

えているからというわけだけじゃなく、竹の種類とかも考慮しながら、その農地であるかどうかの判断は必要ではないかというふうを考える次第です。

- 1番（松本 泰典君） もうはっきり言うて山だもん。
- 議長（松村 公正君） 多かったですたいそがんとこんの、大体おどんげもあるもんやっぱり。
- 1番（松本 泰典君） その山を手入れしてある山じゃなくて、人間も入っていかれんぐらい山。
- 事務局（上田 賢君） 大体は先日皆さんにさせていただきました利用状況調査で、B分類と判断していただいたところについては、原則としては非農地化をなるべく早めにするという形になっておりますので、一応今後はそういった方向と、一緒に併せて進めていきたいなというふうには考えております。
- 議長（松村 公正君） ほかにございせんか。
- 5番（原 靖君） 今のところですけども、結局この贈与で受けなはるわけでしょうけど、全然大牟田の方ですけど、ほかのあたりとかそういうところは管理はされてないんですか、ここだけじゃなくて。
- 事務局（上田 賢君） はい、ほかのところはされております。
- 5番（原 靖君） ということは、この今この9番、10番のところへんが大牟田から来て管理をされてないということですか。
- 1番（松本 泰典君） それはちょっと私の方から、あのですね、もう一人弟さんが高久におらるっとですよ。その方がですね、なんか管理ばされるというごた話ですけど、その人もあんまり管理される人やないけんですね。（4番は管理してあるたいの声）いや、ほかのとはですね、何カ所は米作ってありました。そして稲刈りは終わっております。きれいにしてあるともありました。一応ですよ、そういうきれいというか、農地として認められるかなあというぐらいの（耕作はできるかなあという程度ですぬの声）この3カ所はちょっとはっきり言うて山ですよ山。（その3カ所の山はの声）その山も手入れしてる山じゃなくて、人間が中に入っていかれんです。
- 5番（原 靖君） もう完全に放棄してあるような。だから3条ではきびしいということですよ。わかりました。
- 議長（松村 公正君） ほかにございせんか。

（なしの声）

- 議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第26号議案のうち、申請番号122番のうち、9番、10番、13番以外について、原案どおりに決定することとし、申請番号122番のうち、9番、10番、

13番については、不許可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。異議なしと認め、第26号議案のうち、申請番号122番のうち9番、10番、13番以外については、原案のとおり決定することとし、申請番号122番のうち9番、10番、13番については、不許可することと決定いたしました。

続きまして、第27号議案、「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局よりご説明申し上げます。

第27号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成30年10月19日、申請番号121号、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は植林となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長(松村 公正君) はい、ありがとうございました。

第27号議案は、農地法第4条第1項の規定に基づく転用許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員さんよりの補足説明をお願いいたします。

6番、山本委員、お願いいたします。

○6番(山本 精武君) はい。6番の山本です。

竹島さんがけがされたということで、私が代わりに事務局と推進委員の平川さんで、2日に見てきました。皆さんも地図を見てもらうと、白い大きな建物は、○○○という古着屋さんです。県道大牟田植木線ですね。○○○のこの古着屋さんから東のほうへ150mぐらい行ったところから、下のほうに道路が出てますけども、これは農道でずっと上がっていけば○○○さん行く道路です。その途中、県道から300mぐらい入ったところの、これも全体に真っ黒してますけど、みんなが杉山になってます。3、40年生の杉山です。

それで○○○は今の農地集積、法人化しよる感じですね、畑づらのところに、現状は山となっておりますので、今回のこの申請は、そういうのがからんで申請されたかと思います。全部山ですから、どこが畑とかちょっと直接言われんような感じで、よろしく審議のほうをお願いしときます。

○議長(松村 公正君) ありがとうございました。

事務局、委員さんの説明が終わりました。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。今、写真を見てみるとこれは完全なる山ですもんね。(併せて見るとわかってですねの声) ございませんか。

(ありませんの声)

○議長(松村 公正君) ないようでございますので、採決いたします。

第27号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。

異議なしと認め、第27号議案は、原案のとおり許可相当であると意見決定いたします。

続きまして、第28号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局よりご説明申し上げます。

第28号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請になります。利用権等の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、面積は2,945㎡になります。中間管理機構の特例事業による売買となります。

3番から19番は、中間管理事業による公社との貸借になります。利用権の種類が使用貸借権で、期間も5年のものについては1,816㎡、10年のものについては、7,249㎡、また賃借権で、期間が10年のものについては11筆で14,514㎡となります。所在等は記載のとおりです。

事務局からの説明は以上となります。

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。第28号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画9件でございます。

事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

○1番(松本 泰典君) 1番の松本です。この小作料ていうとは個別に決めてあつとですか。小作料。

○事務局(上田 賢君) はい。これは個別で大体決めてあります。

○1番(松本 泰典君) 一律じゃなくて。

○事務局(上田 賢君) 一律で決まっているときもあります。今回に関しては、3番から12番までは一律で決めてあります。それと18番、19番も一律で決めてあります。

○議長（松村 公正君） 3番から12番はですね、豊永の関係でございますが、これは荒れよつとこですよね。もう荒らさんがために作ってくれていうごたることです、あんまり高か金額じゃなかです、これだけですね。ぼってんが荒らすよりも隣近所に迷惑かけんけんよはなかかいていうとこです、お願いされたです。

○1番（松本 泰典君） こらもう借主は決まっとつとですか。

○議長（松村 公正君） 決まっとつとです。豊永でもう一件お願いせにゃんとの出てくつとです。

ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第28号議案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第28号議案は、原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） 続きまして、事務局より何かございますか。

○事務局（上田 賢君） はい。では事務局より、大きく分けて2点ほどご説明をさせていただきます。

一つは、農業委員さんと最適化推進委員さんの研修についてですが、前回の総会でもご説明いたしました12月の4日と5日の研修についてですが、一応研修の受入れがですね、4日の日が小国町さんのほうが、2日目のほうが竹田市さんの農業委員会さんのほうが受入れをしていただけるようになりましたので、一応その方向で今、計画をされているところです。宿泊場所等についてはですね、また改めてご連絡を差し上げます。

それと、今、お手元にお配りしています平成30年熊本県農地利用最適化ブロック別研修会ということで、ここ2年間はなかったんですけど、今年初めて県北と県南という形で、ブロックの別に研修会を開かれるようになっております。南関町農業委員会としては県北ブロックでありますので、12月12日の水曜日、菊池市文化会館で開催される研修会のほうへの参加をお願いしたいと思っております。こちらに関しましては、また次の総会のご案内と一緒に通知のほうをお出しさせていただこうと思っておりますので、出発時間等々はそこでお知らせをしたいと思っております。

あとですね、もう一つ、2枚綴りの用紙をお配りしております。こちらは熊本県農業会館のほうから来ておる文書になりますが、農業委員会の綱紀肅正ということ

で、裏面のほうにはですね、全国農業会議所の会長のほうから来ております。こちらに関しましては、新聞の記事にも添付してありますので、ご覧いただければ内容はおわかりになるかと思いますが、平成30年12月12日にですね、よその農業委員会の元委員さんが転用に関しての便宜を図ってですね、現金の受け取りがあったということで、収賄の容疑で逮捕されたということになっております。当然皆さんのほうにもですね、そういったことは当然ないと思いますが、改めてですね、よその県ではこういったこともあったよということで、ちょっと1回読んでいただければと思います。

また、農業委員会のほうはですね、当然こういった総会においてですね、許可の決定、不許可とする分は決めているところになりますので、安易にですね、こちらの土地については許可は出るとか、不許可になるとか、安易には言わないようにということを改めてお願いをさせていただきます。

事務局からの説明は以上です。

- 議長（松村 公正君） 今度は2回研修会がございましてですね、どうぞよろしくお願ひしときます。何か皆様方からご要望、ご質問ございませんでしょうか。
- 9番（北原 照代君） すみません、この一般研修の時間とかはあとから連絡くるとかな、文書で。
- 事務局（上田 賢君） 文書でお出しします。大体1時間ぐらいかかるみたいな考えで行ってますので、12時ぐらいの出発になりますので、またお昼ご飯を食べてから集合してくださいというお願いをする形になってきます。12日の分です。大体12時出発ぐらいでどうかなと思っております。（いや1泊の研修の声）1泊のほう、すみません、1泊のほうはですね、今のところ10時か10時半ぐらいの出発でどうかなあというふうに考えてます。それとお昼ご飯の場所も今、検討しているところなので、そちらのところも併せてご連絡を差し上げたいと思います。（4日、5日だったねの声）今の段階ですみません、4日と5日がだめな方というのは、原委員と田崎委員ですね。2人ですね。
- 9番（北原 照代君） 集合はうから館。
- 事務局（上田 賢君） そうですね、場所が阿蘇方面になるので、うから館等を、ちょっとルートにもよるんですけど、ただ車もずっと1泊置きっぱなしにするなら、ちょっとうから館ぐらいの駐車場じゃないと、ちょっと申し訳ないけど邪魔になるかなあというふうに思います。
- 議長（松村 公正君） こっちさんじゃけん、今度はあっちゃんにゃ行かんけん。
- 1番（松本 泰典君） 町民バスで行くと。
- 事務局（上田 賢君） はい。

○議長（松村 公正君） 何かほかにございせんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようございますので、お諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、処理することにしたしました。

皆様には慎重審議ありがとうございました。これをもちまして議長の席を下りさせていただきます。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長（東田 彰夫君） それでは、閉会のほうを会長よりお願いいたします。

○会長（松村 公正君） 起立。これをもちまして第8回の農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

-----○-----

閉会 午前10時00分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人